



ストップ!! 空き巣泥棒・不審者

侵入経路別の防犯対策!

1 窓の防犯対策

- ◆防犯フィルムが有効!
- ◆普段の施錠に加え補助錠を付ける!
- ◆衝撃検知アラームも効果的!

いつでも鍵をかける。プラス対策を!



2 ベランダ・外回りの防犯対策

- ◆死角のない防犯カメラが有効!
- ◆センサーライトも効果的!
- ◆植栽を整理し、見通しを良くする!

外から人が入れない工夫をしましょう!



3 玄関・勝手口の防犯対策

- ◆録画機能付きドアホンが有効!
- ◆ワンドアツーロックも効果的!
- ◆道路からも見通しの良い玄関造りを!

まずは「戸締り」!
プラス対策!



防犯意識の高い家に
泥棒・不審者は近寄れない!

ちょこっと豆知識! データから見る侵入盗対策! やはり窓に対する防犯対策が必要!

侵入盗件数
32件

荒川区内侵入盗 (11月末)

★手口別	1位	2位	3位
空巣・忍込み	8件 (約25%)		
出店荒し	8件 (約25%)		
金庫破り	3件 (約9%)		

出典: 令和3年 警視庁統計資料

侵入経路・侵入手段 (一戸建住宅)

★侵入経路	1位	2位	3位	★侵入手段	1位	2位	3位
窓	約60%			ガラス破り	約43%		
表出入口	約16%			無施錠	約39%		
その他出入口	約14%			施錠開け	約4%		

出典: 令和2年 警視庁データ

これらの対策に「住まいの防犯対策補助金制度」のご活用を!!

区内の販売店や設備業者を利用して、防犯対策品の購入や設置・住宅設備の修繕をした場合、費用の一部を補助します。

- ★対象者: 荒川区に住民登録があり、防犯対策をする住宅に現に居住している ※共同住宅の場合は、区内に6戸以上の住宅を所有・管理している。
- ★申請期限: 郵送申請の場合…3/31(木)必着 来庁申請の場合…3/31(木) 17:15まで
- ★注意事項: ①今年度、初めての当補助金制度の利用であること ※年度内に1回かつ1点の申請に限る。
②区内の販売店等で購入・設置すること ※区外販売店・ネット通販不可。

■補助金額 費用の2分の1(100円未満は切り捨て)

	防犯対策品・住宅設備の種別	補助金上限額
戸建て住宅 マンション等 居住者	防犯カメラ	上限2万円
	録画機能付きドアホン	上限7千円
	玄関ドア 防犯性の高い錠・補助錠、 サムターンカバー・ロックカバー、 ガードプレート等	上限5千円
	窓 防犯フィルム、補助錠等	
その他 センサー付きライト、ダミーカメラ等		
共同住宅 (住宅数が6戸以上)	防犯カメラ *防犯カメラを共用部分へ設置した場合に限ります。	上限15万円

■申請に必要なもの

	必要なもの	注意事項
申請者 全員	① 申請書	生活安全課にて入手できます。もしくは 区ホームページよりダウンロード可能です。
	② 領収書	申請年度内発行のもの *令和3年4月1日から令和4年3月末日(申請期限)まで
	③ 印鑑	認印 ※スタンプ式は不可
	④ 振込口座	補助金をお振込みする口座情報 *銀行、口座番号、名義人 *名義人は、申請者と同一に限ります。
対象者 のみ	⑤ 委任状	代理申請の場合→申請者からの委任状が必要です。
	⑥ 同意書	借家居住者の場合→所有者の同意書が必要です。

特報

補助金制度を利用して
録画機能付ドアホンを購入した方へ
「ドアホン録画中シール」をプレゼント!



問い合わせ先

〒116-0002
東京都荒川区荒川2-25-3 荒川区役所分庁舎2階
荒川区生活安全課生活安全係
Tel.03(3802)4652



電動の乗り物もルールを守って安全に使おう!

生活安全課交通安全係 ☎ 03(3802)3111 内線489

電動アシスト自転車は急には止まれません

電動アシスト自転車は、通常の自転車よりも重量があり小回りがきかず、急に止まる事が出来ないため、操作が難しく、衝突するととても危険です。自転車安全利用五則等を守り、安全運転を心掛けましょう。

安全に乗るためのポイント

- 電源を入れる時は、必ず両足を地面に着ける
- ペダルに片足をかけて助走する「ケンケン乗り」発進や、立ちこぎは危険
- 発進時にペダルを強く踏み込まない
- 信号待ち等の停車時は、ペダルから足を下ろしてブレーキをかける



自転車による事故を防止するポイント

(自転車安全利用五則等)

- 自転車は、原則、車道の左側を通行
- 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 信号遵守と交差点での一時停止・安全確認
- スマホ等のながら運転禁止
- 夜間はライトを点灯
- 定期的な点検・整備
- ヘルメットを正しくかぶる



電動キックスケーターを運転するには、運転免許が必要です!

電動キックスケーター(定格出力0.6キロワット以下の電動式のモーターにより走行するもの)は、原動機付自転車となります。電動キックスケーターを使用する際は、交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

※一部のエリアにおいて、実証実験が行われており、ヘルメットの着用が任意等の特例が認められています。
(荒川区は実証実験のエリアではありません。[令和4年1月現在])
※最新の情報は、警視庁ホームページ等で確認してください。

使用するにあたり義務付けられていること



ヘルメットの着用



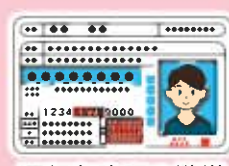
ブレーキ、前照灯、バックミラー等が法令に適合



歩道ではなく車道を通行



交通法令の遵守



運転免許証の携帯
(原動機付自転車を運転することができる免許)



自賠償保険
(共済)の加入



ナンバープレートの取付

区民交通傷害保険

東京都では自転車保険の加入が義務化されています

区が窓口となっている保険で、少額の保険料で加入することができ、日本国内・外を問わず車両による交通事故によりケガ等をした場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じて保険金をお支払いします。自転車事故の加害者となった場合に損害賠償金等をお支払いする「自転車賠償責任プラン」にも加入することができます。

申し込みは令和4年3月31日(木)まで

申込期間	毎年2月～3月(年度途中での加入不可)
一時払保険料	900円～3,500円(年額)
保険期間	加入年の4月1日午前0時から翌年の3月31日午後12時まで(1年間)
保険金額	交通傷害…35万円～600万円、自転車賠償…1億円(支払限度額) ※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)が自動セットされます
申込先	区内の各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、 区役所3階区民交通傷害保険窓口(区民課)
問合せ	区民課区民交通傷害保険窓口 電話03(3802)3111(内線3782) 平日 午前8時30分から午後5時15分まで
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

上記は、概要のご説明です。詳細につきましては、問合せまでご照会ください。
(承認番号: SJ21-11340 令和3年12月13日承認)